

点 検 実 施 計 画 書

所 在 地

事 業 所 名

代 表 者 名

点検実施期間 年 月 日 から 年 月 日

1 点検実施体制

点検実施にあたり、責任者は危険物取扱い等に従事する職員の中からあらかじめ、正・副の点検実施者を定め、点検が適正に実施される体制を整える。

責任者
(氏名：)

└─ 点検実施者（正）（氏名：)

└─ 点検実施者（副）（氏名：)

2 在庫管理の対象設備

事業所における点検管理の対象設備を下記に記載する。

(1) 地下貯蔵タンク

タンク No.	油種名	容 量	構 造	タンクの種類
1		KL	一重殻 ・ 二重殻	
2		KL	一重殻 ・ 二重殻	
3		KL	一重殻 ・ 二重殻	
4		KL	一重殻 ・ 二重殻	
5		KL	一重殻 ・ 二重殻	

(2) 漏えい検査管

No. 1 ~ No. () 合計本数 : () 本

3 点検実施体制へ関与する者への教育体制

責任者は点検実施者に対し、以下の教育を実施するものとする。

対象者	実施時期	内 容
点検実施者	1回／年 対象者が交代した 場合は随時	(1) 点検義務等に関する基本的事項 ア 点検実施計画書の意義・目的の理解 イ 点検管理に関する消防法の理解 ウ 点検管理の対象となる設備の理解 (2) 在庫管理の点検方法及び記入方法 (3) 漏えい検査管の点検方法及び記入方法 (4) 異常時の対応 ア 異常の判断基準の理解 イ 異常時の対応手順の理解

4 点検方法

(1) 漏えい検査管による確認に加えて、危険物の貯蔵又は取扱数量の 1/100 以上の精度で在庫管理を行うことにより、1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認する。

(2) 漏えい検知管の点検方法

ア 専用工具又はプライヤー等を使い、蓋を開ける。

イ 漏えい検知管内に 3～5 m 程度の金属製巻尺又は棒を挿入し、金属製巻尺等に油分が付着していないか臭い又は目視で確認する。

(3) 在庫管理の方法

在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、それぞれ次の測定機器・器具を用いて行うこと。

ア 遠隔式液面計

地下タンクに内蔵された液面感知装置と屋内に設置された液面表示装置が有線又は無線で遠隔通信されていることから、屋内の液面表示装置の数値を読み取り、在庫量を計測する。また、計測したデータは、必要に応じプリントアウト（印刷）して確認する。

イ タンク直上式液面計

地下タンク上部に設置された液面計測器の数値を読み取り、在庫量を計測する。計測に当たっては、液面計が設置されているタンク上部マンホールを開け、液面計の数値を直接読み取る。読み取り誤差が出ないように、必ず液面計の真上から計器の数値を確認すること。

ウ 検尺棒

(ア) 検尺棒は、タンク容量に対して 1/100 以上の精度の目盛りが刻まれたものを使用する。（例：10KL タンクの場合には、最小目盛り 100L で刻まれたものを使用する。）

(イ) タンク上部マンホール内に設置されている検尺口を開け、専用の検尺棒を地下タンクの底板に当たるまで静かに挿入し、速やかに引き上げ、検尺棒に付着した油の位置を読み取り、在庫量を計測する。（なお、検尺棒の液面付近に、油の反応（変色）する薬剤を塗布して計測すると、より読みやすく、正確に計測できる。）

(ウ) ローリー荷卸し時や直後は、地下タンクの液面がゆれているので、在庫量の計測は行わない。

(エ) 在庫量の読み取りは、検尺棒に付着した油の位置を読み取ることとするが、付着した油の位置が目盛りと目盛りの間にある場合は、目測で目盛り間を10等分して読み取るようにする。

(例:10KLタンクで、5100Lと5200Lの間に付着した油の位置がある場合には、その位置がほぼ中間であれば、5150Lと読み取る。)

※ 在庫管理は、別紙2「地下タンク在庫と漏えい検査管点検表」に記入すること。

5 異常の判断

(1) 在庫管理時の異常

ア 週1回以上実施する在庫管理において著しい増減が発生した場合は異常と判断する。

イ 増減の判定基準

(ア) 貯蔵を主目的として、危険物の取扱いが少ないケース（非常用発電設備の燃料タンク等）は、地下貯蔵タンクにおける在庫増減を計測し、1週間に1回以上前回計測量との差が1%以内であるかどうかを確認する。

(イ) 日常的に危険物の取扱いが行われるケース（給油取扱所の専用タンク等）は、在庫の増減量（計算上の在庫量から実際に測定を行った在庫量を差し引いて算出したもの）を取扱総量（例えば、取扱い機器に設置した積算流量計等の計量機器により計測したものが該当する。）で除した数値により、在庫量の変動が断続的に一定期間以上現れるかどうかを確認する。

(※参考例) 石油連盟・SS施設安全点検記録帳では、米国環境保護庁（EPA）の規定で、1ヶ月間の在庫変動量が【1ヶ月の累積販売量の1%+130ガロン(約500ℓ)】を超えないか否かが基準となっている。

(ウ) 地下埋設配管のみで危険物を取扱うケース（屋外タンク貯蔵所から地下埋設配管を通じ、取扱いを行う場所へ送る施設形態における地下埋設配管等）は、地下埋設配管の入口と出口に各々に流量計を設置し、個々に取扱量を計測し、1週間に1回以上相互の計測量の差が1%以内であるかどうか確認する。

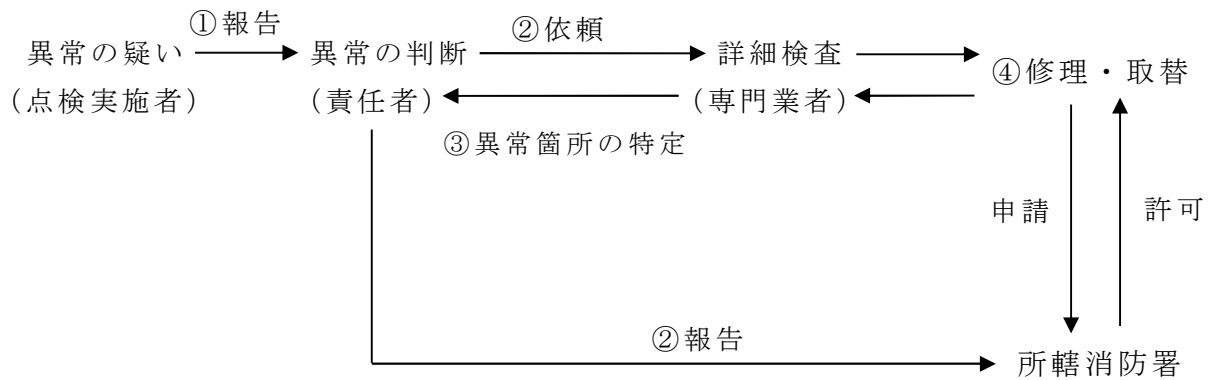
(2) 漏えい検査管点検時の異常

ア 挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は異常と判断する。

イ 漏えい検査管から著しい油臭がするか、または挿入した金属製巻尺等に著しい油

分の付着が認められた場合は異常と判断する。

6 異常時の対応



- (1) 点検実施者は上記5（異常の判断）に記されている異常が疑われた場合は、速やかに責任者へ報告する。
- (2) 責任者は、点検実施者から報告された「異常の疑い」が油漏えいによる異常であると判断された場合は、施設の使用を中止し、速やかに所轄消防署へ報告を行うとともに、専門業者に詳細検査を依頼する。
- (3) 専門業者は異常箇所の特定を行い、責任者に報告する。
- (4) 責任者は、所轄消防署と相談の上、適切な修理・取替を計画し、申請、許可を受け、復旧工事を実施する。

(給油取扱所用)

地下タンク在庫と漏えい検査管点検表

タンクNo.	油種	タンク容量	KL	点検責任者						
月	検査管の点検	営業前の在庫管理	ローリーからの受入数量	計量機からの販売数量	計算在庫量	営業終了時の実在庫	本日の増減	計量機からの販売量累計	増減量の累計	累計増減率
	(注)	A	B	C	D	E	F	G	H	I
					A+B-C		E-D	前日のG+C	前日のH+F	(H÷G)%
1()										
2()										
3()										
4()										
5()										
6()										
7()										
8()										
9()										
10()										
11()										
12()										
13()										
14()										
15()										
16()										
17()										
18()										
19()										
20()										
21()										
22()										
23()										
24()										
25()										
26()										
27()										
28()										
29()										
30()										
31()										
月間累計										

※ 各累計の数字は原則毎日計算する。1週間に1回累計の計算を行う場合には、毎週決まった曜日に行う。

- (注) 1 漏えい検査管の点検は、1週間に1回以上の点検を行い、異常の有無を記録すること。
2 漏えい検査管の蓋をあげ、長さ4m位の棒(乾いた状態)を差し込み、引上げ、目視及び臭いをかいで判断を行います。
「検査官の点検」欄は、○正常、×異常、△異常の対応(連絡をとった時)、●修理済みのいずれかを記入すること。

(地下タンク貯蔵所用)

地下タンク在庫と漏えい検査管点検表

タンクNo.	油種	タンク容量		KL	点検責任者			
月	検査管の点検	始業前の在庫管理	ローリーからの受入数量	消費量	計算在庫数量	終業時の数量	本日の増減	備考
	(注)	A	B	C	D	E	F	
					A+B-C		E-D	
1()								
2()								
3()								
4()								
5()								
6()								
7()								
8()								
9()								
10()								
11()								
12()								
13()								
14()								
15()								
16()								
17()								
18()								
19()								
20()								
21()								
22()								
23()								
24()								
25()								
26()								
27()								
28()								
29()								
30()								
31()								
月間累計								

※ 各累計の数字は原則毎日計算する。1週間に1回累計の計算を行う場合には、毎週決まった曜日に行う。

(注) 1 漏えい検査管の点検は、1週間に1回以上の点検を行い、異常の有無を記録すること。
2 漏えい検査管の蓋をあげ、長さ4m位の棒(乾いた状態)を差し込み、引上げ、目視及び臭いをかいで判断を行います。
「検査官の点検」欄は、○正常、×異常、△異常の対応(連絡をとった時)、●修理済みのいずれかを記入すること。